|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 補助対象経費 | 事業実施主体 | 補助率 | 重要変更 |
| 農業経営構造高度化事業 | 農業経営構造の高度化のために必要な機械又は施設の購入に係る費用 | 農業経営体３者以上で組織された集団（代表者、規約の定めがあること） | 補助対象経費の３分の１以内で市長が定める額(ただし、予算の範囲内とし、上限額50万円とする) | １　事業実施主体の変更  ２　補助事業費の20％を超える増減  ３　機械又は施設の種類の変更  ４　事業の中止又は廃止 |
| スマート農業※1技術導入事業 | スマート農業機械等※2の購入に係る費用 | 農業経営体３者以上で組織された集団（代表者、規約の定めがあること）又は法人 | 補助対象経費の３分の２以内で市長が定める額(ただし、予算の範囲内とし、上限額50万円とする) | １　事業実施主体の変更  ２　補助事業費の20％を超える増減  ３　機械等の種類の変更  ４　事業の中止又は廃止 |
| スマート農業機械等による作業委託に係る費用 | 農業経営体３者以上で組織された集団（代表者、規約の定めがあること）、法人又は個人の農業経営体 | １　事業実施主体の変更  ２　補助事業費の20％を超える増減  ３　機械等の種類の変更  ４　作業委託先の変更  ５　事業の中止又は廃止 |

別表

※1ロボット、ＡＩ(人工知能)、ＩｏＴ(インターネット・オブ・シングス)など先端技術を活用する農業

※2農薬又は肥料散布用ドローン、自動草刈り機、アシストスーツ、自動操舵システム、　　経営・生産管理システムなど